

岩手県企業立地促進資金貸付要綱取扱要領

第1 目的

この要領は、岩手県企業立地促進資金貸付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、要綱の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 定義（要綱第2条）

- 1 第5号の「増設」については、次により取り扱うものとする。
 - (1) 一の市町村の区域内において更に工場等を設置しようとする場合において、当該工場等の設置場所が既存の工場等と同一の敷地内ではなく、かつ、当該既存の工場等との間に生産機能上密接な関係がないときは、新設として取り扱うことができるものとする。
 - (2) 既存の工場等の生産能力を増強するため、更に機械、設備等を取得する場合において、当該取得が既存の機械、設備等を取り替え、又は更新しようとするものであるときは、増設として取り扱うことができないものとする。
- 2 第11号の「知事が特に認めるもの」については、企業立地促進資金の貸付けについて予め金融機関の審査を受け、その内諾を得た企業とする。
- 3 第12号の「拠点工業団地」については、盛岡北部工業団地、盛岡西リサーチパーク、花巻第一工業団地、花巻第二工業団地、花巻第一工業団地テクノパーク、花巻流通業務団地、北上工業団地、北上南部工業団地、北上産業業務団地、江刺中核工業団地、江刺フロンティアパーク、岩手中部工業団地、一関東工業団地、藤原ふ頭工業団地、久慈地区拠点工業団地及び二戸地区拠点工業団地とする。

第3 貸付対象企業等（要綱第3条）

- 1 別表（第3条関係）の「投資総額」については、次により取り扱うものとする。
 - (1) 立地企業が貸付認定の日以前に取得した土地を使用して工場等を建設する場合、投資総額には当該土地の取得等に要する経費を含めないものとする。ただし、立地決定日時点において投資計画が明確になっていないため貸付認定の申請をすることができない場合等であって、当該土地の取得の日から1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があるときにおける当該土地の取得等に要する経費については、具体的事情を勘案の上、投資総額に含めることができる。
 - (2) 工場等に要綱に定める貸付の対象とならない施設が併設される場合、投資総額には当該併設される施設に対する投資額を含めないものとする。ただし、工場等に通常併設される程度の倉庫、事務所等に対する投資額についてはこの限りでない。
 - (3) 立地企業が立地支援企業以外の企業から固定資産を賃借する場合、当該固定資産の賃借に要する経費については、投資総額に含めないものとする。
 - (4) 一の市町村の区域内において、一の立地企業による新增設が複数回連続して行われる場合については、原則として3年以内に行われる複数回の投資をまとめて1回の新設又は増設として取り扱うことができるものとする。ただし、新規事業の導入など、新增設から3年以内に新たな投資計画等により増設をすることとなった場合にあつては、具体的事情を勘案の上、その取扱いについて個別に判断する。
- 2 別表（第3条関係）の「資金の使途」については、次により取り扱うものとする。
 - (1) 「工場等、構築物等の建設及び取得」について、空き工場など現に存する家屋等を取得する場合には、当該家屋等を工場等として使用するために必要な改修に要する経費についても当該取得に要する経費として取り扱うことができる。

なお、既に取得した家屋等を工場等の用に供しようとする場合、当該供用のために必要

な改修に要する経費についても同様とする。

- (2) 「機械・設備の取得」について、償却資産を割賦販売又は所有権移転を伴うリース取引により取得する場合には、当該割賦販売又はリース取引の代金を償却資産の取得に要する経費とみなすことができる。

なお、「償却資産」について、次に掲げる資産は含まない。

ア 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産

イ 自動車税の課税客体である自動車

ウ 軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

- (3) 「電力供給設備」については、東北電力株式会社電気供給規定に定める電力供給設備のうち、一般供給設備をいう。

3 別表（第3条関係）の「貸付限度欄中、知事が特に認める場合」は次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 投資総額が 20 億円以上となる場合。なお、その場合の貸付対象企業は、次のとおりとする。

ア 操業開始時点における雇用予定人数が 100 名以上の企業

イ 受発注等で関連を有する企業を含め、当該関連業務に従事する者が 150 名以上の企業

- (2) 先端技術産業（昭和 59 年大蔵省告示 41 号に掲げる事業）又は研究開発型企业（日本標準産業分類表に掲げる小分類番号 711 に分類される自然科学研究所に属する研究施設を設置する企業）に該当する場合。なお、研究施設を設置する企業には、研究施設を単独で設置する場合のみならず、工場に付設する形で研究施設を設置する企業を含む。

ア 研究施設を単独で設置する場合の判断基準は、研究開発員を 1 年以内に 10 名以上雇用する場合とする。

イ 工場に付設する形で研究施設を設置する場合の判断基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 投資総額の過半数が研究施設に充当される場合

(イ) 施設面積のうち、過半数が研究施設である場合

(ウ) 研究開発員を 1 年以内に 10 名以上雇用する場合

第4 貸付認定（要綱第4条）

要綱第4条による岩手県企業立地促進資金認定申請書の3の「別に定める書類」は、次のとおりとする。なお、立地支援企業が固定資産投資を行う場合にあっては、投資総額、立地企業及び立地支援企業の負担内容が分かる内容とすること。

(1) 岩手県企業立地促進資金事業計画書（様式1）

(2) 工場等の用地又は工場等の売買契約書、貸借契約書又は請負契約書の写し

(3) 工場等の立地予定位置図（2万5千分の1又は5万分の1程度の縮尺の図面）

(4) 工場等の主要施設の配置計画書（500分の1程度の縮尺の図面）

(5) 会社の商業登記簿謄本及び定款の写し

(6) 最近の決算書（3期分）

(7) 立地企業及び立地支援企業のそれぞれが固定資産投資を行う場合にあっては、次に掲げる内容についての立地企業及び立地支援企業の連名による説明書

ア 立地企業及び立地支援企業が投資総額を負担して一の工場等の新設又は増設を行うこと。

イ 立地企業及び立地支援企業のそれぞれがその投資総額に応じて資金の借入れを受けようとする事。

- ウ 立地企業及び立地支援企業がともに、規則及びこの要綱が定める規程を遵守すること。
- (8) 立地支援企業のみが固定資産投資を行う場合にあっては、次に掲げる内容についての立地企業及び立地支援企業の連名による説明書
 - ア 立地支援企業のみが投資総額を負担して一の工場等の新設又は増設を行うこと。
 - イ 立地支援企業のみが資金の借入れを受けようとする事。
 - ウ 立地企業及び立地支援企業がともに、この要綱が定める規程を遵守すること。

第5 貸付実行（要綱第7条）

取扱金融機関は、要綱第7条第2項の規定に基づき、知事の同意を得ようとするときは、貸付決定前に岩手県企業立地促進資金分割貸付計画書（様式1の2）を提出するものとする。

第6 事業計画の変更申請

借主は、次のいずれかに該当する場合は、知事に岩手県企業立地促進資金事業計画変更承認申請書（様式2）を提出しなければならない。

- (1) 工場等の新設の場合は、立地決定の日から起算して3年以内に工場等の操業を開始できないこと又は投資総額が1億円以上にならないことが確実になったとき。
 - (2) 工場等の増設の場合は、立地決定の日から起算して3年以内に工場等の増設部分の操業を行わないこと若しくは投資総額が1億円以上にならないことが確実になったとき、又は当該増設部分の操業開始の日に従業員が10人以上増加しないことが確実になったとき。
- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる事由を勘案して事業計画の変更がやむを得ないものと認められる場合は、申請者に岩手県企業立地促進資金事業計画変更承認通知書（様式3）を送付するものとする。
- (1) 経済事情の急激な変化等借主の責に帰すべき理由に基づくものでないこと。
 - (2) 借主に資金の貸付けを継続することが、地域経済への波及効果、雇用の拡大等本県の工業振興に寄与するものと認められること。

第7 事業計画の変更届

借主は、次のいずれかに該当する場合（第5第1項各号に該当する場合を除く。）は、知事に岩手県企業立地促進資金事業計画変更届出書（様式4）を提出しなければならない。立地支援企業が認定を受けた場合であって、立地企業又は立地支援企業のいずれか一方に承認を受ける事由が生じたときは、他のものについても、上記届出書を提出しなければならないものとする。

- (1) 投資計画の変更に伴い、資金の借入総額又は年次ごとの借入金額を変更するとき。
 - (2) 工場等操業開始時期が、1年以上遅延するとき。
- 2 知事は、前項の届出書の提出を受け、これを受理したときは、届出者に岩手県企業立地促進資金事業計画変更受理通知書（様式5）を送付するものとする。

第8 事業計画変更の通知

知事は、事業計画の変更を承認したとき又は事業計画変更の届出を受理したときは、取扱金融機関に岩手県企業立地促進資金事業計画変更通知書（様式6）を送付するものとする。

第9 資金の貸付優先順位

既に電力供給設備が設備されている団地に立地する企業に対する貸付け対象の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 第1優先順位
要綱別表の「資金の使途」欄中1から3までに規定する資金

(2) 第2優先順位

要綱別表の「資金の使途」欄中4に規定する資金

第10 誘致企業への運用の特例

誘致企業が本県に工場等の用地を取得し、又は工場等の建物、機械設備等を設置して、これを当該企業が過半数の出資している企業に貸与し、当該被出資企業が操業する場合には、資金を貸し付けることができる。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事と取扱金融機関が協議して定める。

附 則

- 1 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 岩手県工業立地促進資金取扱要領（昭和57年5月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式1 (第5関係)

岩手県企業立地促進資金事業計画書

年 月 日

1 企業概要

- (1) 企 業 名
- (2) 代 表 者 名
- (3) 所 在 地
- (4) 資 本 金
- (5) 電 話 番 号
- (6) 設 立 年 月 日
- (7) 企 業 経 歴

(8) 業種及び主要製品

(9) 役 員

(10) 工場等 (面積：m²，従業員：人)

区分 名称	所在地	面積		従業員			主要製品
		敷地	建物	男	女	計	
本社							
工場							
工場							
工場							
その他							
計							

(11) 主要取引先 (順位は金額による)

区分	1位	2位	3位
仕入先			
販売先			

(12) 主要取引銀行

(13) 主要株主

株主名	株数	割合	株主名	株数	割合

(14) 関連企業 (系列企業)

(15) 営業成績（最近3年分）

（単位：百万円）

事業年度	売上高	経常利益	当期利益
年 月 日 ～ 年 月 日			
年 月 日 ～ 年 月 日			
年 月 日 ～ 年 月 日			

2 建設計画概要

(1) 工場等の建設の形態
〔新設・増設〕

(2) 工場等の建設の目的・趣旨

(3) 新・増設工場等における事業の概要

(4) 工場等の建設場所

(5) 工場等の用地

面積 m^2 、取得単価 円/ m^2
 地目（田、畑、山林、原野、その他）

(6) 設備投資計画及び資金調達計画 (単位：千円)

区分		投資年次	年 月～	年 月～	年 月～	計
			年 月 (1年次)	年 月 (2年次)	年 月 (3年次)	
設 備 投 資	土 地	面 積	m^2	m^2	m^2	m^2
		金 額				
	土 地 造 成					
	建 物	延床面積	m^2	m^2	m^2	m^2
		金 額				
	機 械 設 備					
	電 力 供 給 設 備 工 事 費 負 担 金					
	構 築 物					
計						
資 金 調 達 計 画	自 己 資 金					
	岩 手 県 企 業 立 地 促 進 資 金					
	借 入 金					
	そ の 他					
	計					

(注) 投資年次は、立地決定の日から起算する。

(7) 工場等の建設・操業時期

ア 工場等の建設着工時期 年 月 日
 イ 工場等の建設完了時期 年 月 日
 ウ 工場等の操業開始時期 年 月 日

(8) 雇用計画 (人)

時 期		現 在			操 業 時		
		男	女	計	男	女	計
従業員	新規採用数						
	県内						
	県外						
	現従業員数						
合 計							

(9) 労働条件

ア 労働時間 週 時間
 イ 休 日
 ウ 初任給 (単位：円)

学 歴	性別	男	女
	中学卒業者		
高校卒業者			
大学卒業者			
大学院卒業者			
臨時（日給）			

(10) 新工場等における生産計画 (金額：千円)

製品名	時 期	操 業 時		操 業 3 年 後	
		生産数量	生産金額	生産数量	生産金額
	計				

様式1の2（第5の2関係）

年 月 日

岩手県知事 様

取扱金融機関名
代表者名

岩手県企業立地促進資金分割貸付計画書

年 月 日付け 第 号により依頼のありました岩手県企業立地促進資金の貸し付けについて、下記のとおり分割貸付けを行いたいので、同意願います。

記

1 貸付計画

企業名			
所在地			
貸付総額			
貸付実行計画			
貸付回数	貸付金額	貸付実行予定日	貸付期間
第1回			
第2回			
第3回			

岩手県知事 様

(申請者)
所在地
企業名
代表者名

岩手県企業立地促進資金事業計画変更承認申請書
年 月 日付で提出しました標記事業計画書を下記のとおり変更し
たいので、岩手県企業立地促進資金貸付要綱取扱要領第5第1項の規定により申請し
ます。

記

1 変更事項 (工場等の操業時期、従業員雇用数、投資総額)

2 変更内容

(1) 工場等の操業時期

ア 当初事業計画	年	月	日
イ 変更事業計画	年	月	日

(2) 従業員雇用数

時 期		現 在		操 業 時	
		当 初	変 更	当 初	変 更
従業員数	新規採用数				
	現従業員数				
	計				

(3) 投資総額

(単位：千円)

投資年次		年 月～ 年 月 (1年次)		年 月～ 年 月 (2年次)		年 月～ 年 月 (3年次)		計	
		当 初	変 更	当 初	変 更	当 初	変 更	当 初	変 更
設	土 地	面 積							
		金 額							
備	土 地 造 成	延床面積							
		金 額							
投	機 械 設 備								
		電 力 供 給 設 備 工 事 費 負 担 金							
資	構 築 物								
		計							
資金調達計画	自 己 資 金								
	岩手県企業立地 促 進 資 金								
	借 入 金								
	そ の 他								
計									

(注) 投資年次は、立地決定の日から起算する。

様式3（第6関係）

第 号
年 月 日

様

岩手県知事

印

岩手県企業立地促進資金事業計画変更承認通知書

年 月 日付けをもって、提出のありました岩手県企業立地促進資金事業計画変更承認申請書を審査したところ、当該変更はやむを得ないものとして承認したので、岩手県企業立地促進資金貸付要綱取扱要領第6第2項の規定に基づき通知します。

様式4 (第7関係)

年 月 日

岩手県知事 様

(申請者)
所在地
企業名
代表者名

岩手県企業立地促進資金事業計画変更届出書
年 月 日付けで提出しました標記事業計画書を下記のとおり変更し
たいので、岩手県企業立地促進資金貸付要綱取扱要領第7第1項の規定により届け出
ます。

記

1 変更事項 (工場等の操業時期、投資総額)

2 変更内容

(1) 工場等の操業時期

ア 当初事業計画	年	月	日
イ 変更事業計画	年	月	日

(2) 投資総額

(単位：千円)

投資年次		年 月～ 年 月 (1年次)		年 月～ 年 月 (2年次)		年 月～ 年 月 (3年次)		計	
		当初	変更	当初	変更	当初	変更	当初	変更
設	土 地	面 積							
		金 額							
土 地 造 成									
備	建 物	延床面積							
		金 額							
投 資	機 械 設 備								
	電 力 供 給 設 備 工 事 費 負 担 金								
	構 築 物								
	計								
資 金 調 達 計 画	自 己 資 金								
	岩 手 県 企 業 立 地 促 進 資 金								
	借 入 金								
	そ の 他								
	計								

(注) 投資年次は、立地決定の日から起算する。

様式5（第7関係）

第 号
年 月 日

様

岩手県知事

印

岩手県企業立地促進資金事業計画変更受理通知書

年 月 日付けをもって提出のありました上記の届出につきまして、これを受理したので、岩手県企業立地促進資金貸付要綱取扱要領第7第2項の規定により通知します。

なお、下記の金融機関に対し、別紙岩手県企業立地促進資金事業計画変更通知書（写し）のとおり通知しましたのでお知らせします。

記

取扱金融機関

様式6（第8関係）

第 年 月 日
号

（取扱金融機関） 様

岩手県知事

印

岩手県企業立地促進資金事業計画変更通知書

下記企業に対する標記資金の貸付けにつきましては、 年 月 日付け
第 号をもって依頼しておりましたが、別添写しのとおり事業計画の変更がありま
したので、岩手県企業立地促進資金貸付要綱取扱要領第8の規定により通知します。

記

- 1 企業名
- 2 代表者名
- 3 所在地